第10回　みんなの憲法出前教室

平和クラブ（恵那中津支所組合員クラブ）
お問合せ　恵那中津支所　０１２０－２５６－８３０

こんにちは、平和クラブです。
名古屋第一法律事務所の加藤洪太郎弁護士を講師にお迎えし、第１０回憲法学習会を行いました。
私たちの質問に加藤弁護士にお答えいただきましたので、そのレポートをお届けします。

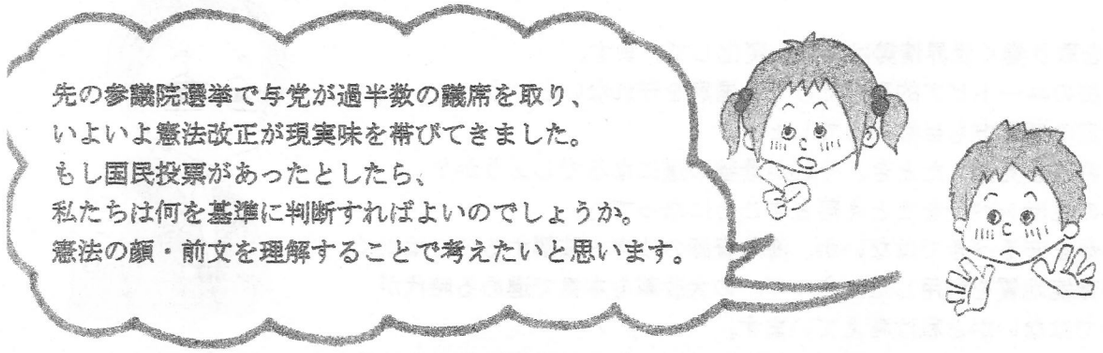

近代国家憲法は人権の確立を目的に制定されています。
二度の大戦の反省から戦争抑止のため国際連盟・国際連合が生まれました。
「戦争は最大の人権侵害　逆に人権尊重が戦争の抑止力に」
そこで国連総会は自由権に関する国際規約を決議、規約徹底のため国連本部内に委員会を設置しました。
ニューヨーク本部ジュネーブ欧州本部で毎年招集され、加盟する国々の人権を報告・審査し、違反があれば各国政府に勧告も出します。
私もある訴訟の必要性から、ジュネーブ欧州本部の開催中の委員会で、各国の委員に向けロビー活動を展開した経験もあります。

日本国憲法も満州事変から太平洋戦争までの悲惨な戦禍から生まれたものであるなら、
この憲法の主眼もやはり人権の確立であると考えます。
「日本に暮らす私たちと私たちの子孫が自由による幸福（恵沢）を得るために、主権者である私たち日本国民がこの憲法を定めた」と前文は宣言しています。
その「自由のもたらす恵沢」を受けて、思想・言論・表現など多くの自由が国民に確保されるよう、人権に関わる条文が日本国憲法には散りばめられているのです。
人権の確立つまり個人の自由が認められることが人の幸福に繋がるのだということです。

人権・自由どうしの衝突は当然起こると想定し、それを解決する手段として「公共の福祉」という制約も同時に記されています。
「公共の福祉」とは国民同士が互いの人権を守り合うために努力責任をもつことで、それも一種の福祉であると解釈したのです。

また前文では「国民主権」を具体的に説明し、それを「人類普遍の原理である」と言い切っています。国民こそが主人公ということですね。
中国の宋時代に編纂された「貞観政要」（皇帝と臣下の会話集）にこういう話があります。
国家の政治を水に浮かぶ船に例え、水（人民）というものは何事もない時は船（皇帝）を浮かべ支えるが、船にもし何か支障があれば、水は姿を一変させ船をひっくり返すものだと。
近代国家が成立する以前の大昔であっても「民意」の重要性はすでに説かれており、国民主権の概念はまさに「原理」と云えるでしょう。

次に私たち日本国民は悲惨な戦争を二度と起こさぬという決意と共に、平和を願う諸国と協力して世界平和の実現に努力することも誓っています。
これが戦後から続く日本の平和外交の表看板であり、第９条の戦争の放棄・戦力の不保持へ繋がります。
「基本的人権」「国民主権」「国際平和主義」この３つが現行憲法に貫かれている精神です。

それとは別ですが、近年前文中の「平和のうちに生存する権利・平和的生存権」を私たち弁護士は注目しています。
例えば自衛隊員が海外で紛争に巻き込まれ、その報復で日本国土も攻撃を受けた場合、日本に暮らす私たちも生存する権利が侵されたとして、この平和的生存権を根拠に国に対して裁判を起こすことが可能になったからです。

次に自民党憲法改正草案前文を解剖しながら考えてみましょう。

①日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち
国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって
国民主権の下、立法・行政及び司法の三権分立に基づいて
統治される。

②我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、
今や国際社会において重要な地位を占めており、
平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し世界の平和と繁栄に貢献する。

③日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、
和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

④我々は自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し
活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

⑤日本国民はよき伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

◆①と⑤を合わせて考えてみると、
良き伝統とは「長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」のことで、それを子々孫々に継承するために憲法を制定する。つまり憲法制定の目的は天皇を中心とした国家繁栄の継承であると草案は云っているようです。

松本清張の歴史小説「象徴の設計」を読まれたことがありますか？
明治１１年に起こった近衛兵反乱事件・竹橋事件を題材に書かれたものです。
草案には「長い歴史」とありますが、実際には幕末まで天皇の存在を知る庶民はほとんどなく、せいぜい京都の人ぐらいだったそうです。
よって天皇を護る近衛兵といっても士気は低く、軍人手当生活改善への不満がこの反乱の原因でした。明治政府が天皇制をいかに定着させるか、この作品からもその苦心の一端が覗えます。
この現状を解決するため、軍政家山形有朋は徹底的な軍人精神教育を行います。
理屈抜きの「天皇第一」の叩き込み式で、所謂「軍事勅諭」です。
草案１条では天皇は象徴のみならず元首であるとも記されており「国家統合の象徴である天皇を戴く国家」とは、まさに明治憲法（大日本帝国憲法）を想起させるものです。

◆②悲惨な大戦はすでに大災害と同じ歴史的事実という認識しかなく、この草案には不戦の誓いはありません。
安保法制と草案９条の２（国防軍の設置）草案９８条９９条（緊急事態の宣言）とを合わせて考えると、「重要な地位を占める」とは米国の重要な軍事パートナーになったことをいい、
必要であれば正当な武力行使の下、米国の推し進める平和主義・世界平和に貢献するということでしょうか。

◆③④は日本国民が守るべきことについて記されています。
- 国と郷土に誇りと気概を持ちそれを自らも率先して守ること。
- 規律を重んじること。
- まず家族が助け合うこと。
- 美しい国土と自然環境を守ること。
- 草案９条の３：国は国民と協力して、領土・領海・領空を保全し、その資源を確保しなければならない
- 草案１０２条：全て国民はこの憲法を尊重しなければいけない。

近代国家憲法は人権の確立のため、代表者の権力の暴走を止めるために制定されたものです。
現行は国民主権、基本的人権について詳しく記述されているのに対して、
草案には「国民主権の下」「基本的人権を尊重」の１回のみ、しかも真逆に国民の義務に成りかねない事柄が羅列され、国民主権に対する姿勢の違いを感じざるを得ません。
加えて「公益・公の秩序」が国民主権の上に置かれることから、私たちの中にしっかりした国民主権が根付いていないと、やがては名ばかりのものになってしまうでしょう。
前文にあるように「政府の行為によって再び戦禍が起こる」ことを覚悟しなければいけないのかも知れません。

米ソ冷戦時代、ベトナムや朝鮮戦争の狭間で、日本は漁夫の利を得て戦後のマイナス経済から脱却しました。良品を製造、海外へ輸出し多くの利益を得るというシステムで大きな経済成長を果たしたのです。
９０年代半ば以降は経済形態が変わり、輸出ではなく海外で現地生産・販売するシステムに移行、現在では為替利潤を重視し、政府や日銀は金融政策に奔走しています。
しかしそれももう限界のようです。そこで登場したのが「原発技術輸出・軍需産業」などで、今後の日本経済の救世主にしようという訳です。軍需産業等が「活力ある経済活動」であるなら、それを成長させるための教育・科学技術の振興とはいったいどういうものでしょうか。

日本を取り巻く世界情勢は刻々と変化しています。
現行憲法のユートピア的発想だけでは国家を守れないという
武装肯定の考え方も当然あるでしょう。
しかし将来を見据えたとき、それが最善の道になるでしょうか？
私たちの生活レベルをたとえ落とすことになっても、
若者の命を守るべきではないか、海外資源の依存を踏襲するのではなく、
日本の環境地質を利用したエネルギーの大改革を本気で進める時代が
来たのではないかと私は考えています。
英国でＥＵ離脱の国民投票がありましたね。大方の予想に反する結果となってしまいました。
米国の大統領選挙にしてもそうですが、民意というものは最後まで分からないのです。
また決まったからといってそれで終わりでもありません。
水が動くように民意もまた変わるのです。
もし憲法改正の国民投票の結果、仮に私たちの望むようなものでなくなったとしても
決して諦めることなく、一人ひとりの命・人権が何より大切であると坦々と訴え続けて行く、
その強い覚悟を私たちはいま問われているのかも知れません。

平和クラブからの感想
◆民主主義が浸透している国では学校教育でその大切さを教えています。
日本は投票年齢が引き下げられましたが、若者の投票率が低いのは民主主義の重要性があまり理解されていないからだと思います。
ただ現憲法を守るというだけでなく、これからは学校教育の中で考える力を養うことが必要だと思います。

◆現行前文の最後の第五文は「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」となっています。
平和憲法があったから日本が平和だったのではなく、日本人が憲法の精神を正しいと信じ努力してきたからこそ、世界から信頼される今の平和な日本があるのだと感じました。
どこかで私たちはその努力を忘れてしまったのでしょうか。
目先ではなく１００年先を見る大切さを加藤弁護士は話されました。たとえ厳しくても崇高な理想の達成に向かって努力する尊敬される日本人であり続けたいと思いました。